

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

第11・11の2表の付表5（平成二十一年一月～三月分用）

1 株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式（出資）の時価総額の合計額

円

「2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。

20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細

法人の整理番号（所轄税務署名）（ 署）	ア 相続開始の時に発行済株式（出資）の総数等	株・円・口
法人名	イ 株式（出資）の1単位当たりの相続開始の時ににおける時価	円
	ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）	円

エ 株主等の状況

氏名（名称） （相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名に○を付けます。）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の単位数	② 持株（出資）割合 ($\frac{①}{⑦}$ の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式（出資）の単位数	④ 相続又は遺贈による取得後の株式（出資）の単位数 (①+③)	⑤ 持株（出資）割合 ($\frac{④}{⑧}$ の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数
	被相続人	株・円・口	%		株・円・口	株・円・口	%
その他の株主（社員）							
合計		⑦	100		⑧	100	C
①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合		A %		④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合		B %	

50%以下は、特例適用不可

50%以下は、特例適用不可

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	(f)欄の割合の合計	カ 特例適用限度単位数の計算	
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名						⑩ $\frac{2}{3}$ - ⑨	
(c) 届出書を提出した税務署名	署	署	署			⑪特例適用限度単位数	株・円・口
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の単位数	株・円・口	株・円・口	株・円・口			ア×⑩	
(e) 生前の各贈与の時ににおける発行済株式（出資）の総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口				
(f) $\frac{(d)}{(e)}$	—	—	—	⑨ —			

- (注) 1 「イ 株式（出資）の1単位当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
 2 「エ 株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
 3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数を記入します。
 4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（氏名に○を付けた人）の持株（出資）割合の合計を記入します。
 5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は空となります。なお、特定受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します。
 6 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」（平成21年1月～3月相続開始分用）を参照してください。
 7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細

法人の整理番号（所轄税務署名）（ 署）	ア 相続開始の時に発行済株式（出資）の総数等	株・円・口
法人名	イ 株式（出資）の1単位当たりの相続開始の時ににおける時価	円
	ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）	円

エ 株主等の状況

氏名（名称）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の単位数	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式（特定受贈出資）の単位数	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書を提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主（社員）					
合計					

- (注) 1 「イ 株式（出資）の1単位当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
 2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
 3 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」（平成21年1月～3月相続開始分用）を参照してください。
 4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

※ この表における租税特別措置法は、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法を、また、租税特別措置法施行令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令のことをいいます。